

横須賀バスケットボール協会規約（案）

第1章 総 則

第1条 名 称

この協会は、横須賀バスケットボール協会という《以下（協会）という》

第2条 事務所

この協会は、事務所を 横須賀市衣笠栄町1-70 中川スポーツビル内に置く

第2章 目的及び事業

第3条 目 的

この協会は、横須賀（逗子市・葉山町・三浦市を含む）に於けるバスケットボール協会を統括し、代表する団体としてバスケットボールの普及及び振興を図り、もって市民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする

第4条 事 業

この協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う

1. この協会の主催する競技大会への協力・指導をすること
2. この協会の共催する競技大会への協力・指導をすること
3. 一般社団法人 神奈川県バスケットボール協会《以下、県協会という》及び 横須賀市スポーツ協会の組織員として活動すること
4. 審判員の養成、公認、研修、派遣に関すること
5. バスケットボールに関する調査研究及び記録の作成をすること
6. バスケットボールに関する講習会及び指導者を養成すること
7. この協会を代表するチーム・選手の選出及び強化・育成をすること
8. その他この協会の目的を達成するために必要な事項を行うこと

第3章 資産及び会計

第5条 資産の構成

この協会の資産は、次の通りとする

1. 財産目録に記載された財産
2. 資産から生ずる果実
3. 事業に伴う収入
4. 寄付金品

5. 県協会からの分配金
6. その他の収入

第6条 経費の支弁

この協会の事業遂行に要する経費は、前条の資産をもって支弁する

第7条 事業計画

1. この協会の事業計画は、会長が編成し理事会及び代議員会の議決を経て執行されるものとし、事業計画を変更しようとする場合も同様とする
2. やむを得ない事由により、前項の代議員会の議決を得る前に新たな会計年度が開始されるときは、会長は速やかに収支予算を含む暫定事業計画を編成し、理事会の承認を経て執行できるものとする

第8条 事業年度

この協会の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日までとする

第9条 収支決算

1. この協会の収支決算は、会長が作成し、監事の意見をつけ、理事会及び代議員会の承認を経なければならない
2. この協会の収支決算に余剰金があるときは、理事会の承認を経て、積立金に編入又は翌年度に繰り越すものとする

第10条 会計年度・会計管理

1. この協会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日までとする、
2. 会計管理は理事長が会計管理者を指名し、入金・出金・予算管理を行うものとする

第4章 役員及び代議員

第11条 役員

この協会には、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 監事 若干名
4. 理事 25名以内とする

うち、以下の理事を置く

- ①理事長： 1名

- ②副理事長： 数名
- ③委員会代表理事： 各委員会に1， 2名
- ④連盟代表理事： カテゴリーから各1名
- 5. 上に定める、会長、副会長、監事、理事長、副理事長、を幹部役員と称する
- 6. この協会には、必要に応じて名誉会長： 1名、相談役： 数名を置く事ができる
- 7. 上部団体派遣役員 数名

第12条 役員の選任

- 1. 会長は、代議員会で選任する
- 2. 副会長は、代議員会で選任される
- 3. 監事は、代議員会で選任される
- 4. 理事長・副理事長は、代議員会で選任される
- 5. 理事は、代議員会で選任される
 - ①連盟代表理事は各カテゴリーより派遣することとし、兼任を妨げない
 - ②委員会代表理事は各委員会にて決定し理事会へ報告する
- 6. 名誉会長は、必要あるときに会長が委嘱し、理事会に報告する
- 7. 相談役は、必要あるときに会長が委嘱し、理事会に報告する
- 8. 会長は次期役員候補者の選任にあたり、「役員候補者選考会議」を発足し、選考について答申を受け、代議員会に上程する
- 9. 上部団体に派遣する役員等は以下の通りとする
 - ①県協会の要請に対する役員（代議員・理事）の派遣は、幹部役員の中から会長が委嘱し、理事会へ報告することとする
 - ②横須賀市スポーツ協会の要請に対する役員の派遣は、幹部役員の中から会長が委嘱し、理事会へ報告することとする
 - ③県協会の要請に対する部会員・委員会員の派遣は、役員・理事・各委員から、要請された部会・委員会に適任と判断した者を、理事会で確認し委嘱し派遣することとする

第13条 役員の職務

- 1. 会長は、この協会を代表し業務を総理し、代議員会を招集し、その議長を務める
- 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けた時は、会長が予め指名した順序でその職務を代理し、又は職務を行う
- 3. 理事長は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき、この協会の業務を処理する
- 4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けた時は、理事長が予め指名した順序でその職務を代理し、又は職務を行なう
- 5. 理事は、理事会を組織し、この協会の業務を議決し、執行し、又事務局、部会及び委員会に所属し、業務を分掌し執行する
- 6. 名誉会長は、必要あるときに会務全般に助言する

7. 相談役は、必要あるときに会務全般に助言をする
8. 県協会派遣役員は、横須賀バスケットボール協会の利益代表として、県協会及び県協会所属団体との調整を行う
9. 横須賀市スポーツ協会派遣役員は、横須賀バスケットボール協会の利益代表として、横須賀市スポーツ協会及び他登録団体、行政との調整を行う

第14条 監事の職務

監事は、この協会の財産の状況、役員の実務執行状況を監査することおよび監査状況等の報告をするための、理事会又は代議員会を招集すること

第15条 委員の職務、委員の選任

1. 各委員会委員は、必要に応じて招集され、委員会代表理事と協力し、その執行に当たる
2. 各委員会の委員は各カテゴリーから推薦された者および委員会として委員会運営に必要とすると判断した者とし、理事会の承認を得ることとする
3. 上部団体への派遣委員は、その部会・委員会の活動に協力すること

第16条 役員・委員の任期

1. この協会の役員・委員の任期は、2年とし、再任を妨げない
2. 補欠又は増員により選任された役員・委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする
3. 役員・委員はその任期終了後でも後任者が就任するまでは、その業務を行う

第17条 役員・委員の処分

1. この協会の役員・委員は、理事会及び代議員会の議決を経て処分することができる
2. 以下の遵守事項に反する場合に処分の対象となる
 - ①この協会の役員としての義務に違反したとき
 - ②この協会の名誉を傷つけ、またはこの協会の目的に反する行為のあったとき
 - ③各種法令、日本協会・県協会規定等に反する行為のあったとき
 - ④心身の故障等につき職務執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
3. 処分の種類は次のとおりとする。
 - ①戒告 ②譴責 ③没収 ④職務停止
 - ⑤職務停止・解任（一定期間または無期限）
 - ⑥永久追放
4. 処分の対象となる事象の状況確認及び処分について、特別委員会（倫理委員会）を開催し、状況を十分に聞き取り調査し、適切な処分内容を検討すること

第18条 代議員の選出

1. 代議員は、加盟団体及び加盟会員の推薦するもの及び必要に応じて学識経験者を理事会で選出し、会長が任命することができる。ただし、2名以内とする
2. 前号の規定により、代議員に選出されたものが役員に就任した時はその資格を失い、

- これに代わる代議員を前号規定により選出するものとする、ただし、理事に就任した代議員は、代議員会開催前に理事役員を辞任した場合は、代議員と成ることが出来る
3. 代議員には、第 15 条及び第 16 条の規定を準用し、規定内の（役員）を（代議員）と読み替えるものとする

第 19 条 代議員の職務

代議員は、代議員会を組織しこの規約に定める事項を審議し議決するほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要と認める事項について助言する

第 5 章 顧問及び参与

第 20 条 顧問及び参与

1. この協会に顧問及び参与を若干名置くことができる
2. 顧問及び参与は、この協会に功績・功労があった者の内から、理事会及び代議員会の推薦により会長が委嘱する
3. 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べるができる
4. 参与は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じて意見を述べるができる

第 6 章 会議

第 21 条 理事会

1. 理事会は、会長が招集するが理事長が必要と認め要請された時は招集しなければならない
2. 理事会における審議事項の議長は理事長が務める、理事長欠席の場合には事前に定めた順列による議長を務める

第 22 条 理事会の定足数

1. 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席で開会し議決する
当該理事会における議決について予め委任の意思表示した理事は出席者とみなし、議決事項について賛同したものとみなす（定足数）
2. 理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほかは、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる（決議）
3. 理事会を開催することが、困難な場合などは、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により決議の同意の意思表示をし、その提案を理事が可否し、過半数の承認をもって可決する旨の理事会の議決があったものとみなす（理事会決議の省略）

第 23 条 代議員会

1. 代議員会は少なくとも毎年度に 1 回定期的に開催しなければならない
2. 通常代議員会は、毎会計年度の終了後 60 日以内に開催することとする

3. 次に掲げる事項については、代議員会において代議員の意見を聞き、議決を経なければならない
 - ①規約の制定および改廃
 - ②会長の選任と、理事及び監事の承認
 - ③事業報告及び収支決算について
 - ④事業計画及び収支予算について
 - ⑤財産について
 - ⑥前掲①②③④に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄について
4. この協会に必要で重大である事項については、理事会を経て臨時代議員会で議決する
5. 第21条及び第22条の規定は、代議員会についてこれを準用するが、この場合において第21条、第22条内の（理事会）及び（理事）とあるのは、それぞれ（代議員会）及び（代議員）と読み替えるものとする

第24条 局および委員会

1. この協会に次の局及び部を置く
 - ①事務局
 - ②総務委員会
 - ③競技委員会
 - ④強化委員会
 - ⑤審判委員会
 - ⑥渉外委員会
 - ⑦広報委員会
 - ⑧財務委員会
 - ⑨フェスティバル委員会
2. この協会は、必要に応じて特別委員会を置く事ができる
3. 特別委員会の設置は理事会の決議による

第25条 議事録

この協会が定める全ての会議（代議員会、理事会、委員会の議事）は議事録を作成し、これを保存する

第7章 加盟団体

第26条 加盟団体

1. 次に掲げる団体で、この協会の趣旨に賛同するものは、理事会の議決を得て加盟団体となることができる
 - ①U12(横須賀ミニバスケットボール連盟)
 - ②U15 (中学校体育連盟バスケットボール専門部横須賀ブロック、U15クラブ)
 - ③U18 (横三地区高等学校体育連盟バスケットボール専門部)

④一般（社会人）

2. この協会の加盟団体に所属する会員は、（公財）日本バスケットボール協会の登録チーム、登録競技者、公認審判員、公認コーチ、公認審判インストラクター、公認コーチデベロッパー、とする

第27条 資格の喪失

1. この協会の加盟団体は、次の事由によってその資格を喪失する
 - ①脱退した時
 - ②加盟団体が解散した時
 - ③当協会から除名処分を受けた時
2. この協会の加盟団体に所属している会員についても適応される

第28条 脱退

この協会の加盟団体が脱退をしようとするときは、その事由によって脱退届（様式-01：脱退届）を提出しなければならない

第29条 除名

1. この協会の加盟団体及び所属する会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び代議員会の議決を経て会長がこれを除名することができる
 - ① この協会の加盟団体及び所属する会員としての義務に違反したとき
 - ② この協会の名誉を傷つけ、又はこの協会の目的に違反する行為のあったとき

第30条 登録

1. この協会の加盟団体に所属する会員は、（公財）日本バスケットボール協会の規約に則り登録しなければならない

第31条 登録料

1. この協会の加盟団体に所属する会員は、（公財）日本バスケットボール協会の規約に則り登録料を納入しなければならない

第8章 規約の改正

第32条 既定の改定

この規約は、代議員会において、代議員現在数の各々3分の2以上の議決を経て改正することができる

第9章 補 足

第33条 細 則

1. この協会運営に関し必要な事項を細則もしくは規定で定めることができる
2. 細則は、規約に基づき詳細を定めるもので、理事会の決議を経て会長が定める
3. 規定は、協会内で協議し決めた原則を規定するもので、理事会等に諮り決定する
4. 会長が代議員会で決議が必要と認めた場合は、理事会で承認し代議員会で決議する

附 則

1. 本規約は、昭和63年4月6日から施行する
2. 本規約は、平成2年4月6日から施行する
3. 本規約は、平成5年4月3日から施行する
4. 本規約は、平成9年4月3日から施行する
5. 本規約は、平成20年4月3日から施行する
6. 本規約は、平成25年4月2日から施行する
7. 本規約は、平成28年6月12日から施行する
8. 本規約は、平成29年5月28日から施行する
9. 本規約は、平成30年7月8日から施行する
10. 本規約は、令和5年6月24日から施行する